

レシップグループ
グリーン調達ガイドライン 第5版

2021年 11月1日

LECIP レシップ株式会社

1. はじめに

日頃は、レシップグループの調達活動に多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

レシップグループでは「省エネルギー、地球環境対応、セキュリティ強化を通じて、快適な日常を実現するための製品・サービスを社会に提供する」という経営理念のもと、日々の事業活動に取り組んでおります。

近年は、お客様の商品や企業に対する意識も変化してきており、企業に期待される社会的責任として、CO₂削減、化学物質による人や環境への影響低減といった環境課題への取り組みが不可欠となっています。

社会全体の持続的な発展を考えた時、当グループの活動はもとより、課題を共有して、目標達成に向けた取り組みを行っていただけるお取引先様との連携が必要不可欠となります。

今後とも、皆様との良好なパートナーシップのもと、より一層の環境対応に努めてまいりたいと考えておりますので、さらなるご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

レシップグループ品質管理責任者

レシップグループ環境管理責任者

レシップホールディングス株式会社

常務執行役員（品質担当）

田中 徹

レシップ株式会社

生産本部調達部長

武山 哲也

2. レシップグループの環境方針

■基本方針

私たちレシップは、社会の一員として21世紀にふさわしい循環型社会を創りあげていくために、地球環境に適合した魅力溢れる製品とサービスを生み出していくとともに、地域・社会との共生を図りながら、継続して環境保全に努めていきます。

■行動方針

1. 環境に関わる法令・規則を遵守し、具体的な環境目的・目標を設定し、実行してレビューすることを通じ、環境改善と汚染予防に継続的に取り組みます。
2. 社員全員が会社の環境に対する活動理念を共有し、一人ひとりが自らの日常業務と環境との関係を深く理解して行動に結び付けられるよう、周知・啓発を行います。
3. 環境保全に関わる地域住民や取引先の活動に対して協力・連携していくとともに、当社の環境への取り組みを積極的に公開します。

■重点課題

次の項目について優先的な取り組みを推進します。

- (1) 製品の省エネルギー・省資源化
- (2) 規制化学物質の削減と対応製品の開発・提供
- (3) グリーン調達
- (4) 事業活動から出る廃棄物、排出物の削減と再利用
- (5) 生産設備や施設の省エネルギー化とCO₂の低減

3. お取引先様への依頼事項

レシップグループでは地球環境にやさしい、クリーンで安全な製品をお客様に提供するために「グリーン調達」を推進しています。

製品を構成する部品・資材や製造過程で使用する副資材、梱包等などについては、省資源化、再資源化、分解処理の容易性、省エネルギー性能などを考慮するとともに、化学物質による人体や環境への影響が少ないものを使用していく必要があります。

お取引先様におかれましては、レシップグループに納入いただく製品、部品や副資材などについて、以下の対応をお願いいたします。

- (1) 環境に関する法令の遵守
- (2) 使用禁止物質の非含有の徹底
- (3) お客様要求事項への対応
- (4) 環境マネジメントシステムの構築

(1) 環境に関する法令の遵守

お取引先様の事業活動において、製品含有化学物質に関する日本の法令の遵守を要求します。

(2) 使用禁止物質の非含有の徹底

レシップグループに納入いただく製品、部品等につきまして、以下の法令等で禁止されている化学物質の非含有を要求します。

a) RoHS 指令 (Directive 2011/65/EU) の附属書 II に記載されている物質

< 参考 URL >

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02011L0065-20210401>

参考情報：RoHS 指令の附属書 II を置き換える官報 (EU) 2015/863

< 参考 URL > <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32015L0863>

b) ELV 指令 (Directive 2000/53/EC) の規制物質

< 参考 URL >

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02000L0053-20200306>

c) REACH 規則の SVHC (認可対象候補物質)

< 参考 URL > <https://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table>

d) REACH 規則 附属書 XVII に記載されている物質

< 参考 URL >

[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02006R1907-](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02006R1907-20210705)

[20210705 &qid=1628778096839](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02006R1907-20210705)

e) POPs 規則 ((EU) 2019/1021)の附属書 1 に記載されている物質

< 参考 URL >

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02019R1021-20210315>

f) TSCA (米国 : 有害物質規制法) 第 6 条で規制されている PBT 物質 (難分解性、
生体蓄積性及び毒性を有する物質)

< 参考 URL >

<https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/persistent-bioaccumulative-and-toxic-pbt-chemicals-under>

g) 自動車業界共通の管理化学物質リスト GADSL (Global Automotive Declarable Substance List) で使用禁止とされている化学物質

< 参考 URL > <http://www.gadsl.org/>

h) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法) の第 1 種特定化学物質

i) 毒物及び劇物取締法 (毒劇法) の特定毒物

j) 労働安全衛生法 (安衛法) の製造禁止物

(3) お客様要求事項への対応

a) 含有化学物質情報の開示

レシップグループ製品の納入先企業である多くの自動車メーカー様では、使用禁止物質の非含有以外に、管理対象物質の含有量の報告が求められています。

レシップグループでは、自動車業界向け材料データベースである IMDS (International Material Data System)による製品含有化学物質情報の管理を実施しています。

当グループに納入いただく製品、部品のうち、当社が指定する製品、部品については、

IMDS 入力または一般社団法人日本自動車部品工業会が整備した JAPIA 統一データシート (JAPIA シート) による製品含有化学物質情報を提出くださるようお願いいたします。

b) 使用禁止物質の不使用宣言書の提出

レシップグループ製品の納入先企業様の要求に応じて、特定の化学物質に対する不使用宣言書の提出をお願いすることがあります。

対応が必要になった場合には、当グループより「使用禁止物質の不使用宣言書」の提出を依頼いたしますので、必要事項を記入、代表者捺印の上、下記まで提出ください。

【提出先】 レシップ株式会社 調達部門

c) その他の顧客要求事項への対応

レシップグループ製品の納入先企業様から独自の環境要求を受けた場合、追加の環境対応や含有化学物質調査への協力をお願いすることがあります。

対応が必要になった場合には、当グループより依頼いたしますので、ご協力をお願いいたします。

(4) 環境マネジメントシステムの構築

a) ISO14001 等の外部認証取得状況の報告

ISO14001 の認証取得につきましては必須ではありませんが、環境保全活動に積極的に取り組んでおられるお取引様とのパートナーシップを強化するため、認証取得状況をご連絡願います。また、エコアクション2.1などの他の環境認証を登録されているお取引様につきましても、同様に取得状況をご連絡願います。(別紙1参照)

b) 環境負荷物質管理体制の自主点検の実施

レシップグループでは、お取引先様における環境負荷物質の管理の徹底を図るため、自主点検をお願いしております。環境負荷物質管理体制の要件を「環境負荷物質管理体制の自主点検シート」(別紙2)に基づき、自主点検を行い、その結果をご連絡願います。

(ISO14001 認証取得済またはエコアクション2.1 認証登録済のお取引様におかれましては、自主点検シートの提出は不要です。)

c) 環境監査

レシップグループ製品の納入先企業様より、仕入先における環境保証体制の整備・確保について対応を求められておりますので、必要に応じて、お取引先様の環境監査を実施させていただくことがあります。

【別紙】

別紙1：ISO14001 外部認証取得状況調査書

別紙2：環境負荷物質管理体制の自主点検シート

以上

ISO14001 外部認証取得状況調査書

作成日： 年 月 日

貴社名	
管理部署・責任者	
担当者	
氏名	
メールアドレス	
住所	
電話番号	

ISO14001 認証取得状況

取得状況・計画	取得年月日	登録認証機関	認証登録番号
	取得予定年月日		
認証取得済			
認証取得予定			
認証取得予定なし			
エコアクション21など 他の環境認証取得済			

※ ISO14001 またはエコアクション 2 1 の認証未取得の場合、別紙 2 を合わせて提出願います。

環境負荷物質管理体制の自主点検シート

＜評価＞
 ○ 要求事項を満たしている。
 △ 要求事項の一部に不十分な点がある。
 × 要求事項を満たしていない。

作成日	
貴社名	
部門名	
責任者	
担当者	

要求事項		判定基準	評価	備考(関連ドキュメント)
管理基準の明確化	製品含有化学物質に関し、社内規定・標準等で遵守すべき管理基準を明確にし、関連部門に伝達していること	管理基準を定めたルールがある		
		運用実績を配布文書等の記録で確認できる		
責任と権限の明確化	製品含有化学物質管理における責任と権限を社内規定等で明確にし、関連部門に伝達していること	責任と権限を示す文書がある		
		運用実績を配布文書の記録等で確認できる		
含有化学物質情報の入手・確認	購入品の含有化学物質情報を入手し、管理基準に適合していることを確認していること	購入する原材料、資材、半製品、部品等の含有化学物質情報を示すエビデンスがある		
受入確認	受け入れ時に、購入品が自社の管理基準に適合していることを確認していること	受入に関するルール(判定方法、判定結果の記録方法、識別管理方法)がある		
		受入確認(管理基準に適合していること)結果を文書、データ等で確認できる		
生産委託先の管理	生産委託先の管理を適切に行っていること	委託先に必要な工程管理の要求内容を文書(指示書、図面、チェックシート等)で具体的に伝えている		
変更管理	製品含有化学物質管理について変更管理のルールを定めていること	工程変更管理に関するルールがある		
		変更履歴の記録がある		
		工程変更について、供給先に通知した文書がある		
出荷時の確認	規定された確認事項がすべて実施されたことを確認してから製品を出荷していること	出荷時、受入確認された部品等の使用、定められた製造条件・設備・作業方法で製造されていることを確認している		
トレーサビリティ	製品のトレーサビリティを確実にしていること	個々の製品について、構成部材とその製造時期・場所、製造した製品に含有されている化学物質情報等を把握している		
IMDS 入力への対応	当社納入部品について、IMDS 入力ができること	IMDS データ入力ができる		
JAPIA シートへの対応	当社納入部品について、JAPIA シートへのデータ入力ができること	JAPIA シートへのデータ入力ができる		
不適合時の対応	不適合品発生時の対応処置(応急処置、原因究明、再発防止、水平展開等)のルールを定めていること	不適合品発生時の対応処置のルールがある		
		不適合品発生時、ルールに従い適切な対応を実施している		
		不適合品発生時、供給先に対し、適切に情報を提供している		
文書及び記録の管理	製品含有化学物質管理に関するルールを文書化し、維持・管理していること。また、運用の結果の記録について、適切に作成・保管していること	製品含有化学物質管理の運用結果(含有化学物質情報、受入確認データ、出荷確認データ等)が保管されている		